

《東部消防局予防課からのお知らせ》

ガソリンスタンドでガソリン等を容器で購入する時の注意点

ガソリン等の危険物は身近に存在し、日常生活に欠かすことのできない便利なものですが、ひと度その取り扱いを誤ると重大な事故につながります。

危険物の取り扱いに対しては、消防法により様々な規制がされており、ガソリンや灯油を収納して運搬する容器は、専用の容器に収納しなければなりません。中でもガソリンは危険性が高く、誤った容器に収納した場合は、漏洩や破裂などの重大な事故を引き起こす可能性がありますので、下記をご覧ください。危険物の適正な取り扱いにご協力をお願いします。

ガソリン又は混合油を購入する場合

※KHKまたはUNのマークの入った消防法適合品であること。



灯油用ポリ容器



水用ポリ容器

ガソリン用携行缶（金属製）



一度開封した一斗缶



一度開封した混合油販売用容器等



一度開封したペール缶

これらの容器には、ガソリンスタンド等でガソリンの詰め替えができません。たとえ、KHK・UNマークが入っている容器でも、繰り返し使用する想定がなされていないため、開封後再び運搬容器として使用できません。

ガソリン及び混合油は、性能試験をクリアした金属製のガソリン用携行缶で購入してください。灯油用ポリ容器やペットボトルなどに入れると、容器がガソリンに侵食されて変形し漏れ出したり、ガソリンが揮発し内圧が高くなりキャップが外れて可燃性蒸気が漏れ出る危険性があります。

また、混合油の販売用容器や一斗缶なども運搬容器には該当しますが、試験はキャップを密栓した状態で行っているため、一度開放するとキャップを閉めたとしても衝撃等による漏洩の可能性があるので、繰り返しの使用は想定されていません。

軽油を購入する場合

※ガソリン用携行缶（金属製）で軽油の購入も可能です。

その場合、ガソリンの表記を消し、容器に「軽油」と明記してください。

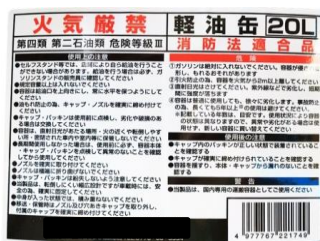
軽油用の容器で購入し、保管してください。容器に軽油用と表示されているものにしてください。灯油用容器で軽油を保管しないでください。

灯油を購入する場合

灯油用の容器で購入し、保管してください。容器に灯油用と表示されているものにしてください。灯油用容器には灯油以外の危険物を入れないでください。



軽油用ポリ容器



灯油用ポリ容器



※上記記載容器等は一例ですので、これら以外の容器等につきましては、メーカーにお問い合わせください。